

2017年3月24日 全18頁

バーゼルⅢへの対応状況(2016年6月末時点)

モニタリング結果の公表(第11回): 内部留保の積立でクリア可能か

金融調査部 主任研究員
鈴木利光

[要約]

- 2017年2月28日、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)は、「バーゼルⅢモニタリングレポート」を公表している。
- 今回のモニタリングの対象となった銀行(金融機関)は、全部で210である。
- 最低所要水準と資本保全バッファの合計に対する資本不足額は、グループ1(Tier 1資本 30億ユーロ超の国際的に活動する銀行(金融機関))全体で48億ユーロ、うちG-SIBs30行だけで9億ユーロ、グループ2(その他すべての銀行(金融機関))で50億ユーロと、決して少ないとは言えない水準である。
- ただし、その推移を見ると、前回に比して、グループ1全体で約45%の減少、うちG-SIBs30行で約47%の減少、グループ2で約22%の減少となっていることから、このままのペースで行けば2019年の完全実施までには資本不足額はゼロに達することが期待される。
- また、資本不足額を解消する方法としては、主として現状のペースで内部留保を積み立てていくことにより、2019年の完全実施までにその大部分を補うことが可能となることが窺われる。
- というのは、グループ1及びグループ2の銀行(金融機関)の双方において、規制資本の8割超を占めているCET 1の相当程度(グループ1においては57.0%、グループ2においては38.5%)を内部留保が占めているためである。
- なお、今回のモニタリングは、2015年末までに合意された規制のみが考慮されている。そのため、今回より新たに、G-SIBs向けの追加規制であるTLACがモニタリング対象に追加されている。これに対して、「トレーディング勘定の抜本的見直し」(FRTB)、簡素で、透明性が高く、比較可能(STC)な証券化商品の取扱い、そしてTLAC保有のダブルギアリングについては、今回のモニタリング対象には含まれていない。もっとも、FRTBについては、特別に、FRTB単独でもたらず最低所要自己資本への影響に関する統計結果を公表している。

[目次]

■ 1. はじめに	2
■ 2. モニタリング対象	3
■ 3. 規制資本へのインパクト	4
■ 4. レバレッジ比率	9
■ 5. TLAC	14
■ 6. 流動性規制	14
■ 7. トレーディング勘定の抜本的見直し (FRTB)	16
■ 8. おわりに	18

1. はじめに

2017年2月28日、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) は、「バーゼルⅢモニタリングレポート」を公表している¹。

このモニタリングは、12月末及び6月末（わが国の場合は9月末及び3月末）を基準日として、半年ごとに実施されることになっている。今回は、11回目のモニタリングの結果（2016年6月末時点）の公表となる²。

本稿では、今回のモニタリングの結果を簡潔に紹介する。

これまでのモニタリングと同様に、今回のモニタリングでも、バーゼルⅢに係る段階適用の経過措置、グランドファザリングは考慮されていない（2019年の完全実施ベースである）点に留意されたい。また、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）に対する資本サーチャージ（以下、「G-SIBsサーチャージ」）（普通株式等 Tier 1 で 1.0%～2.5%の上乗せ）³が考慮されている点も、これまでのモニタリングと同様である。

なお、今回のモニタリングは、2015年末までに合意された規制のみが考慮されている。そのため、今回より新たに、2015年11月に合意された、G-SIBs向けの追加規制である TLAC (Total Loss-Absorbing Capacity) ⁴がモニタリング対象に追加されている。これに対して、2016年1月に合意された「トレーディング勘定の抜本的見直し」(FRTB: Fundamental Review of Trading Book) ⁵、2016年7月に合意された、簡素で、透明性が高く、比較可能 (STC: Simple, Transparent

¹ BCBS ウェブサイト参照 (<https://www.bis.org/press/p170228.pdf>)

² 10回目のモニタリングの結果（2016年9月13日公表）の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼルⅢへの対応状況（2015年末時点）」（鈴木利光）[2016年10月20日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20161020_011329.html)

³ G-SIBs に対する資本サーチャージの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「システム上重要な銀行に対する上乗せ資本規制の概要」（金本悠希）[2011年11月9日]

⁴ TLAC の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「TLAC (G-SIBs の追加規制) の最終報告」（鈴木利光）[2015年11月11日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20151111_010305.html)

⁵ FRTB の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼル委、マーケット・リスクの改定（速報版）」（鈴木利光）[2016年1月20日]

and Comparable) な証券化商品の取扱い⁶、そして 2016 年 11 月に合意された TLAC 保有のダブルギアリング⁷については、今回のモニタリング対象には含まれていない。もっとも、FRTB については、特別に、FRTB 単独でもたらす最低所要自己資本（2015 年末時点及び 2016 年 6 月末時点）への影響に関する統計結果を公表している（p. 16 参照）。

2. モニタリング対象

今回のモニタリングの対象となった銀行（金融機関）は、全部で 210 である。

その内訳は、グループ 1（Tier 1 資本 30 億ユーロ超の国際的に活動する銀行（金融機関））が 100、グループ 2（その他すべての銀行（金融機関））が 110 である。

210 の銀行（金融機関）を法域で分類した場合、図表 1 のようになる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160120_010541.html

⁶ STC な証券化商品の取扱いの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「証券化商品のリスク・ウェイト、下限 10% へ」（鈴木利光）[2016 年 9 月 26 日]

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160926_011276.html

⁷ TLAC 保有のダブルギアリングの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「TLAC 保有のダブルギアリング規制」（鈴木利光）[2016 年 10 月 19 日]

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20161019_011324.html

図表 1 モニタリング対象（規模及び法域別）

法域	グループ1						グループ2					
	リスク・アセット及び自己資本の情報を提供	レバレッジの情報を提供	LCRの情報を提供	NSFRの情報を提供	FRTBの情報を提供	リスク・アセット及び自己資本の情報を提供	レバレッジの情報を提供	LCRの情報を提供	NSFRの情報を提供	FRTBの情報を提供		
アルゼンチン	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	0	
オーストラリア	4	4	4	4	4	2	1	1	1	1	0	
ベルギー	2	2	2	2	2	1	3	2	2	2	1	
ブラジル	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	
カナダ	6	6	6	6	6	4	2	2	2	2	0	
中国	6	6	6	6	6	3	0	0	0	0	0	
フランス	5	5	5	5	5	5	2	2	2	2	2	
ドイツ	7	7	7	0	7	3	33	33	0	30	6	
香港	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
インド	5	5	5	5	4	2	5	5	4	5	5	
インドネシア	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	0	
イタリア	2	2	2	2	2	2	13	13	13	12	4	
日本	14	14	14	14	14	7	5	5	5	5	0	
韓国	5	5	5	5	5	4	3	3	3	3	1	
ルクセンブルク	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	
メキシコ	0	0	0	0	0	0	7	7	7	5	5	
オランダ	3	3	3	3	3	2	9	9	9	9	1	
ロシア	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	
サウジアラビア	3	3	3	3	2	1	0	0	0	0	0	
シンガポール	3	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0	
南アフリカ	3	3	3	3	3	1	2	2	2	2	1	
スペイン	2	2	2	2	2	1	6	6	6	6	4	
スウェーデン	4	4	4	4	4	4	5	5	2	2	0	
スイス	2	2	2	2	2	2	4	4	4	3	1	
トルコ	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	
英国	5	5	5	4	4	3	5	5	3	4	0	
米国	13	13	13	12	10	6	0	0	0	0	0	
計	100	100	100	91	94	58	110	110	104	68	100	31
(うちG-SIBs)	(30)											

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A.1、Table A.28 より大和総研金融調査部制度調査課作成

3. 規制資本へのインパクト

(1) 資本水準

バーゼルⅢでは、普通株式等 Tier 1 (CET 1) 比率、Tier 1 比率、総自己資本比率の水準が図表 2 のように定められている。

図表 2 パーゼルⅢが定める資本水準

	最低所要水準	最低所要水準 + 資本保全バッファ	最低所要水準 + 資本保全バッファ + G-SIBsサーチャージ
CET 1比率	4.5%	7.0%	8.0% ~ 9.5%
Tier 1比率	6.0%	8.5%	9.5% ~ 11.0%
総自己資本比率	8.0%	10.5%	11.5% ~ 13.0%

(出所) BCBS 資料より大和総研金融調査部制度調査課作成

グループ 1 及びグループ 2 の銀行（金融機関）における CET 1 比率、Tier 1 比率、総自己資本比率の平均水準は、図表 3 のとおりである。

図表 3 資本水準（平均）

	グループ1						グループ2		
	全体			G-SIBs			CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率
	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率			
2011年6月	7.1%	7.4%	8.7%	6.7%	7.0%	8.3%	7.5%	7.9%	9.8%
2011年12月	7.7%	8.0%	9.2%	7.3%	7.6%	8.9%	7.6%	8.1%	9.9%
2012年6月	8.5%	8.8%	9.9%	8.2%	8.5%	9.7%	8.2%	8.9%	10.4%
2012年12月	9.2%	9.4%	10.7%	8.9%	9.2%	10.4%	8.1%	8.7%	10.1%
2013年6月	9.5%	9.7%	11.1%	9.3%	9.5%	11.0%	8.2%	8.8%	10.4%
2013年12月	10.2%	10.5%	11.9%	10.0%	10.4%	11.8%	9.5%	10.1%	11.8%
2014年6月	10.8%	11.2%	12.6%	10.6%	11.1%	12.4%	10.8%	11.1%	12.8%
2014年12月	11.1%	11.7%	13.3%	11.0%	11.7%	13.2%	11.2%	11.5%	13.0%
2015年6月	11.4%	12.2%	13.9%	11.3%	12.2%	13.9%	12.0%	12.4%	13.9%
2015年12月	11.8%	12.6%	14.4%	11.7%	12.7%	14.5%	12.2%	12.6%	14.1%
2016年6月	11.9%	12.9%	14.6% (※1)	11.8%	12.9%	14.7%	13.4% (※2)	13.8% (※3)	15.4% (※4)

(注) 図表 3 では、原則として、Table A.5 の数値を採用している。もっとも、2016 年 6 月の数値は、Table 2 と Table A.5 との間に相違がある。これは、Table 2 はすべてのモニタリング対象の銀行（金融機関）の資本水準の平均であるのに対し、Table A.5 は 2011 年 6 月から 2016 年 6 月までの間継続的にモニタリング情報を提供してきた銀行（金融機関）（グループ 1 が 89 行、そのうち G-SIBs が 30 行、グループ 2 が 65 行）の資本水準の平均であることに起因する。そこで、2016 年 6 月の資本水準（平均）に限り、Table 2 の数値を採用している。

(※1) Table A.5 では「14.7%」。

(※2) Table A.5 では「12.4%」。

(※3) Table A.5 では「12.9%」。

(※4) Table A.5 では「14.5%」。

(出所) 「パーゼルⅢモニタリングレポート」Table 2 及び Table A.5 より大和総研金融調査部制度調査課作成

CET 1 比率に関しては、グループ 1 の 100%が、最低所要水準（4.5%）、及び最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）⁸をクリアしている⁹。

グループ 2 では、CET 1 比率につき、100%が最低所要水準（4.5%）を、99%が最低所要水準

⁸ G-SIBs30 行においては、最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）に G-SIBs サーチャージを上乗せした総自己資本比率を指す。

⁹ サンプル数は 100。

と資本保全バッファの合計（7.0％）をクリアしている¹⁰。

(2) 規制資本の内訳

グループ1及びグループ2の銀行（金融機関）における、バーゼルⅢベースの規制資本（CET 1、その他Tier 1、Tier 2）の内訳は、図表4のとおりである。

図表4 規制資本の内訳

	グループ1						グループ2		
	全体			G-SIBs			CET 1	その他Tier 1	Tier 2
	CET 1	その他Tier 1	Tier 2	CET 1	その他Tier 1	Tier 2			
2011年6月	82.3%	3.2%	14.5%	80.7%	4.0%	15.3%	76.7%	4.1%	19.2%
2011年12月	83.4%	2.8%	13.8%	82.3%	3.3%	14.4%	76.5%	4.7%	18.7%
2012年6月	85.7%	2.4%	11.8%	84.7%	2.9%	12.4%	78.8%	6.7%	14.5%
2012年12月	86.2%	2.1%	11.7%	85.5%	2.3%	12.1%	80.8%	5.4%	13.8%
2013年6月	85.6%	2.1%	12.3%	84.6%	2.2%	13.1%	79.0%	5.9%	15.2%
2013年12月	85.6%	2.4%	11.9%	85.3%	2.7%	11.9%	79.9%	5.4%	14.7%
2014年6月	85.2%	3.6%	11.2%	85.5%	4.1%	10.4%	84.1%	2.2%	13.7%
2014年12月	83.6%	4.6%	11.8%	82.9%	5.4%	11.7%	86.3%	2.7%	11.1%
2015年6月	82.5%	5.4%	12.1%	81.5%	6.3%	12.2%	86.8%	2.9%	10.3%
2015年12月	81.6%	6.1%	12.3%	80.4%	7.1%	12.5%	86.3%	2.8%	10.8%
2016年6月	81.2%	6.5%	12.3%	80.6%	7.4%	12.0%	85.5%	3.1%	11.4%

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A.11 より大和総研金融調査部制度調査課作成

また、バーゼルⅢベースの規制資本のうち、CET 1の基礎項目（プラス項目）の内訳は、図表5のとおりである。

図表5 CET 1の基礎項目の内訳

CET 1の基礎項目	グループ1									
	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2013年12月	2014年6月	2014年12月	2015年6月	2015年12月	2016年6月	
払込資本	46.7%	45.7%	44.1%	43.3%	41.6%	39.8%	38.6%	36.9%	35.6%	
内部留保	50.3%	50.4%	52.6%	53.9%	54.4%	54.4%	55.0%	56.0%	57.0%	
その他の包括利益累計額	2.2%	3.0%	2.3%	1.9%	3.2%	5.4%	5.9%	5.9%	6.4%	
CET 1に係る調整後少数株主持分	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	
計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
CET 1の基礎項目	グループ2									
	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2013年12月	2014年6月	2014年12月	2015年6月	2015年12月	2016年6月	
払込資本	42.2%	42.9%	44.1%	45.5%	40.7%	50.5%	46.2%	45.9%	43.6%	
内部留保	51.0%	49.4%	47.4%	45.4%	44.8%	35.6%	38.3%	36.3%	38.5%	
その他の包括利益累計額	5.2%	5.1%	6.3%	6.5%	11.9%	10.2%	11.5%	14.0%	14.0%	
CET 1に係る調整後少数株主持分	1.7%	2.5%	2.2%	2.6%	2.6%	3.8%	4.0%	3.9%	4.0%	
計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文等より大和総研金融調査部制度調査課作成

¹⁰ サンプル数は105。

(3) 資本不足額

グループ 1 及びグループ 2 の銀行（金融機関）における、バーゼルⅢの資本水準に対する資本不足額の合計は、図表 6 のとおりである。

図表 6 資本不足額（自己資本比率規制）

（単位）10 億ユーロ

	グループ1											
	全体						G-SIBs					
	最低所要水準			最低所要水準 +資本保全バッファ (+G-SIBsサーチャージ)			最低所要水準			最低所要水準 +資本保全バッファ +G-SIBsサーチャージ		
	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率
2011年6月	38.8	66.6	119.3	485.6	221.2	222.6	31.7	52.6	87.9	425.9	163.2	158.8
2011年12月	11.9	32.5	107.7	384.1	226.2	231.5	7.6	22.6	86.2	343.9	173.6	162.5
2012年6月	3.7	16.2	61.8	197.9	197.0	223.7	0.1	11.2	50.4	175.2	159.3	151.7
2012年12月	2.2	10.2	45.7	115.0	158.8	170.9	0.0	5.9	36.1	97.5	128.3	112.0
2013年6月	3.3	6.9	18.6	57.5	104.5	143.3	0.0	1.8	13.0	41.8	84.8	95.1
2013年12月	0.1	1.4	3.6	15.1	48.8	95.4	0.0	0.0	0.2	11.8	41.7	62.5
2014年6月	0.0	0.0	0.0	3.9	18.6	78.8	0.0	0.0	0.0	3.9	14.3	64.6
2014年12月	0.0	0.0	0.0	0.0	6.5	39.7	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	29.6
2015年6月	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	13.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.6
2015年12月	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3	5.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7
2016年6月	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9
	グループ2											
	最低所要水準			最低所要水準 +資本保全バッファ								
	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率						
2011年6月	8.6	7.3	5.5	32.4	16.6	11.6						
2011年12月	7.6	2.1	4.1	21.7	11.9	8.6						
2012年6月	4.8	1.6	5.0	16.0	7.3	12.0						
2012年12月	11.4	2.3	8.7	25.6	7.4	14.6						
2013年6月	12.4	3.0	8.4	27.7	7.5	12.3						
2013年12月	2.0	0.7	4.0	9.4	6.9	8.3						
2014年6月	0.1	0.3	3.5	2.1	5.7	5.7						
2014年12月	0.0	0.4	1.8	1.5	5.9	5.5						
2015年6月	0.0	0.0	0.3	0.2	2.9	5.6						
2015年12月	0.0	0.0	0.2	0.2	1.5	4.7						
2016年6月	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	4.0						

（注）「Tier 1 比率」に対する資本不足額とは、「CET 1 比率」に対する資本不足額を補ってもなお不足している、その他 Tier 1 若しくはより高品質の規制資本（CET 1）の額をいう。同様に、「総自己資本比率」に対する資本不足額とは、「Tier 1 比率」に対する資本不足額を補ってもなお不足している、Tier 2 若しくはより高品質の規制資本（CET 1 又はその他 Tier 1）の額をいう。

（出所）「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table 2、Table A. 6、Table A. 7 より大和総研金融調査部制度調査課作成

モニタリングの結果によると、G-SIBs30 行¹¹を含むグループ 1 の銀行（金融機関）、そしてグループ 2 の銀行（金融機関）のすべてが、すでに最低所要水準と資本保全バッファを合計した CET 1 比率（7.0%）¹²をクリアしている。

なお、最低所要水準と資本保全バッファの合計¹³に対する資本不足額については、グループ 1 の銀行（金融機関）全体で 48 億ユーロ、うち G-SIBs30 行だけで 9 億ユーロ、グループ 2 の銀行（金融機関）で 50 億ユーロと、決して少ないとは言えない水準である。ただし、その推移を見ると、前回に比して、グループ 1 の銀行（金融機関）全体で約 45%の減少、うち G-SIBs30 行で約 47%の減少、グループ 2 の銀行（金融機関）で約 22%の減少となっていることから、このままのペースで行けば 2019 年の完全実施までには資本不足額はゼロに達することが期待される。

(4) CET 1 に係る調整項目

グループ 1 及びグループ 2 の銀行（金融機関）における、バーゼルⅢベースの CET 1 は、調整項目（マイナス項目）の控除により、それぞれ（控除前と比して）16.8%、12.7%の縮小がなされている。

CET 1 の調整項目の控除分の内訳は、図表 7 のとおりである。

¹¹ （2015 年末のデータに基づく）G-SIBs30 行とそれらに対する資本サーチャージ（普通株式等 Tier 1 で 1.0%～2.5%の上乗せ）については、以下の金融安定理事会（FSB）ウェブサイト参照されたい。
(<http://www.fsb.org/wp-content/uploads/2016-list-of-global-systemically-important-banks-G-SIBs.pdf>)

¹² G-SIBs30 行においては、最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）に G-SIBs サーチャージを上乗せした総自己資本比率を指す。

¹³ G-SIBs30 行においては、最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）に G-SIBs サーチャージを上乗せした総自己資本比率を指す。

図表 7 CET 1 の調整項目の控除分の内訳

(サンプル数)	グループ1										
	(89)	(89)	(89)	(89)	(89)	(89)	(89)	(89)	(89)	(89)	(89)
CET 1の調整項目	2011年6月	2012年12月	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2013年12月	2014年6月	2014年12月	2015年6月	2015年12月	2016年6月
のれん	-15.3%	-14.0%	-13.3%	-12.4%	-12.0%	-11.2%	-10.8%	-10.3%	-10.0%	-9.5%	-9.3%
無形固定資産 (のれん・MSR (※1) を除く)	-3.7%	-3.5%	-3.3%	-3.1%	-2.9%	-2.7%	-2.6%	-2.5%	-2.4%	-2.3%	-2.3%
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く)	-3.3%	-2.8%	-2.5%	-2.6%	-2.7%	-2.4%	-2.2%	-2.0%	-1.9%	-1.8%	-1.7%
他の金融機関等 (※2) の普通株式 (※3)	-2.9%	-1.9%	-1.7%	-2.3%	-2.4%	-1.3%	-1.3%	-0.9%	-0.7%	-0.7%	-0.7%
一時差異に基づく繰延税金資産	-1.8%	-1.6%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.2%
特定項目 (※4) に係る15%基準超過額	-2.1%	-1.6%	-1.3%	-1.1%	-0.9%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%
その他 (※5)	-3.1%	-3.8%	-3.4%	-2.8%	-2.1%	-1.5%	-1.4%	-1.8%	-1.7%	-1.8%	-2.2%
計	-32.0%	-29.1%	-26.6%	-25.5%	-23.9%	-20.0%	-18.9%	-18.2%	-17.3%	-16.8%	-16.8%
(サンプル数)	グループ2										
	(66)	(66)	(66)	(66)	(66)	(66)	(66)	(66)	(66)	(66)	(66)
CET 1の調整項目	2011年6月	2012年12月	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2013年12月	2014年6月	2014年12月	2015年6月	2015年12月	2016年6月
のれん	-14.6%	-9.0%	-8.2%	-7.5%	-7.4%	-5.9%	-5.1%	-4.2%	-3.9%	-3.9%	-3.8%
無形固定資産 (のれん・MSR (※1) を除く)	-3.5%	-3.4%	-3.0%	-3.0%	-3.0%	-3.1%	-2.9%	-3.0%	-2.8%	-2.8%	-3.1%
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く)	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.8%	-1.1%	-0.7%	-0.6%	-0.9%	-0.8%	-1.0%	-1.2%
他の金融機関等 (※2) の普通株式 (※3)	-3.8%	-4.1%	-4.0%	-4.3%	-4.4%	-3.7%	-2.3%	-3.0%	-2.8%	-2.9%	-2.3%
一時差異に基づく繰延税金資産	-4.1%	-2.0%	-2.2%	-2.1%	-1.6%	-0.4%	0.0%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	0.0%
特定項目 (※4) に係る15%基準超過額	-2.1%	-1.3%	-1.3%	-1.1%	-1.1%	-0.6%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.1%	-0.1%
その他 (※5)	-4.3%	-4.2%	-4.2%	-4.1%	-4.6%	-5.1%	-2.0%	-2.4%	-2.0%	-2.2%	-2.2%
計	-32.7%	-24.5%	-23.2%	-23.0%	-23.1%	-19.4%	-13.3%	-14.3%	-12.9%	-13.0%	-12.7%

(注) 表中のパーセンテージは、調整項目の控除前の CET 1 に対する減少分。

(※1) モーゲージ・サービシング・ライツの略。「回収サービス権」(将来のキャッシュの流入の管理・回収業務に係る権利)。「金融商品会計に関する実務指針」第 36 項参照)のうち、住宅ローンに係るものをいう。

(※2) 「他の金融機関等」とは、概ね、連結対象外の銀行(金融機関)、証券会社および保険会社をいう。

(※3) ここでいう「他の金融機関等の普通株式」とは、意図的に保有している他の金融機関等の普通株式(資本かさ上げ目的の持合)の全額、少数出資金融機関(議決権割合が 10%以下の他の金融機関等)および議決権割合が 10%を超える他の金融機関等の普通株式のうち銀行(金融機関)の CET 1 の 10%を超える部分に相当する額をいう。

(※4) 「特定項目」とは、概ね、議決権割合が 10%を超える他の金融機関等の普通株式、MSR、そして一時差異に基づく繰延税金資産の 3 項目をいう。

(※5) 「その他」には、自己保有普通株式、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を超過する場合における当該超過額(内部格付手法採用行)、繰延ヘッジ損益、負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額、前払年金費用(退職給付に係る資産)、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額、モーゲージ・サービシング・ライツ、その他 Tier1 資本不足額が含まれる。

(出所) 「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A. 12、Table A. 13 より大和総研金融調査部制度調査課作成

4. レバレッジ比率

バーゼルⅢは、レバレッジ比率(資本/総資産)¹⁴を「3%以上」(Tier 1 ベース)としている。

グループ 1 及びグループ 2 の銀行(金融機関)におけるレバレッジ比率の平均は、図表 8 のとおりである。

¹⁴ ここでいう「レバレッジ比率」と、一般的によく用いられている「レバレッジ」は、相互に逆の方法で算出される。たとえば、「レバレッジ比率 3% (=3/100) 以上」は、「レバレッジ 33 倍 (=100/3) 以下」と言い換えることが可能である。

図表8 レバレッジ比率（平均）

	グループ1		グループ2
	全体	G-SIBs	
2011年6月	3.4%	3.3%	3.7%
2011年12月	3.5%	3.4%	3.8%
2012年6月	3.7%	3.6%	4.0%
2012年12月	3.7%	3.6%	3.8%
2013年6月	4.0%	3.8%	4.0%
2013年12月	4.5%	4.3%	4.6%
2014年6月	4.7%	4.6%	5.1%
2014年12月	5.0%	5.0%	5.1%
2015年6月	5.2%	5.2%	5.5%
2015年12月	5.5%	5.6%	5.5%
2016年6月	5.6% (※)	5.6%	5.6%

(注) 図表8では、原則として、Table A.15の数値を採用している。もっとも、グループ1全体とグループ2の2016年6月の数値は、「バーゼルⅢモニタリングレポート」の本文とTable A.15との間に相違がある。これは、本文はすべてのモニタリング対象の銀行（金融機関）のレバレッジ比率の平均であるのに対し、Table A.15は2011年6月から2016年6月までの間継続的にモニタリングに情報を提供してきた銀行（金融機関）（グループ1が89、そのうちG-SIBsが30、グループ2が66）のレバレッジ比率の平均であることに起因する。そこで、2016年6月のレバレッジ比率（平均）に限り、本文の数値を採用している。

(※) Table A.15では「5.5%」。

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文及びTable A.15より大和総研金融調査部制度調査課作成

モニタリングの結果によると、モニタリング対象となった銀行（金融機関）¹⁵のうち、グループ2の6行が「レバレッジ比率3%以上」をクリアできていない¹⁶。

ここで、参考として、レバレッジ比率の分子（Tier 1 資本）と分母（エクスポージャー額）、自己資本比率の分母（リスク・アセット）、そして会計上の総資産の推移を示すと、図表9のとおりである。

¹⁵ サンプル数は、グループ1が100、グループ2が104。

¹⁶ 前回のモニタリングでは、レバレッジ比率3%をクリアできていない銀行（金融機関）は、モニタリング対象のうち、グループ2の3行であった。

図表9 Tier 1 資本、リスク・アセット、エクスポージャー額、会計上の総資産の推移

2011年6月=100

	グループ1							
	全体				G-SIBs			
	Tier 1資本 (レバレッジ比 率の分子)	リスク・アセット (自己資本比率の 分母)	エクスポージャー額 (レバレッジ比率の 分母)	会計上の総資産	Tier 1資本 (レバレッジ比 率の分子)	リスク・アセット (自己資本比率の 分母)	エクスポージャー額 (レバレッジ比率の 分母)	会計上の総資産
2011年6月	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2011年12月	105.2	98.5	102.9	102.9	104.4	97.0	103.0	102.8
2012年6月	113.9	97.0	106.4	106.7	113.8	94.7	106.3	106.3
2012年12月	119.9	95.1	110.8	105.9	119.5	91.7	110.9	104.8
2013年6月	125.9	96.6	108.7	106.9	125.1	92.9	100.1	105.2
2013年12月	135.2	96.2	105.0	105.5	134.9	92.0	104.5	103.0
2014年6月	145.1	96.5	107.6	109.5	144.9	92.5	106.2	106.5
2014年12月	153.5	97.9	107.2	111.9	154.5	93.6	105.3	108.9
2015年6月	163.5	100.2	109.9	114.5	164.4	95.1	107.0	110.7
2015年12月	170.4	100.9	108.4	113.4	170.6	95.1	104.2	108.3
2016年6月	176.4	102.6	111.7	119.1	176.2	96.9	107.6	114.4
	グループ2							
	Tier 1資本 (レバレッジ比 率の分子)	リスク・アセット (自己資本比率の 分母)	エクスポージャー額 (レバレッジ比率の 分母)	会計上の総資産				
2011年6月	100.0	100.0	100.0	100.0				
2011年12月	102.8	101.7	103.0	102.9				
2012年6月	110.2	99.7	105.2	104.3				
2012年12月	108.4	100.1	106.5	104.2				
2013年6月	110.6	100.0	102.5	105.5				
2013年12月	125.2	97.9	99.6	103.0				
2014年6月	140.6	97.9	101.3	104.5				
2014年12月	139.7	96.0	100.5	104.9				
2015年6月	152.6	97.3	103.0	106.6				
2015年12月	155.8	97.7	103.1	103.2				
2016年6月	159.3	97.5	104.8	108.4				

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A. 16 より大和総研金融調査部制度調査課作成

BCBSによると、モニタリング対象となった銀行（金融機関）の3%（約6行）が、最低所要水準（Tier 1）と資本保全バッファを合計したTier 1比率（8.5%）¹⁷をクリアするための資本調達をしたとしてもなお、レバレッジ比率3%はクリアできないとされている（図表10の下線箇所参照）。

¹⁷ G-SIBs30行においては、これにG-SIBsサーチャージを上乗せしたTier 1比率を指す。

図表 10 レバレッジ比率と Tier 1 比率 (8.5% + G-SIBs サーチャージ) の関係

		Tier 1比率8.5% (+G-SIBs サーチャージ) をクリアしていない?		計	Tier 1比率8.5% (+G-SIBs サーチャージ) をクリアした後の合計
		Yes (※)	No (※)		
レバレッジ比率3%を クリアしていない?	Yes (※)	0.5%	2.5%	3.0%	3.0%
	No (※)	2.5%	94.6%	97.0%	97.0%
計		3.0%	97.0%	100.0%	100.0%

(※) 該当する銀行（金融機関）の割合

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table 5 より大和総研金融調査部制度調査課作成

なお、グループ 1 及びグループ 2 の銀行（金融機関）における、バーゼルⅢの資本水準に対する資本不足額（図表 6 参照）と、レバレッジ比率 3%に対する資本不足額の合計は、図表 11 のとおりである。

図表 11 資本不足額（自己資本比率規制及びレバレッジ比率規制）

（単位）10 億ユーロ

	グループ1											
	全体						G-SIBs					
	自己資本比率規制上の資本不足額						自己資本比率規制上の資本不足額					
	最低所要水準			最低所要水準 + 資本保全バッファ (+G-SIBsサーチャージ)			最低所要水準			最低所要水準 + 資本保全バッファ +G-SIBsサーチャージ		
CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	
2011年6月	38.8	66.6	119.3	485.6	221.2	222.6	31.7	52.6	87.9	425.9	163.2	158.8
2011年12月	11.9	32.5	107.7	384.1	226.2	231.5	7.6	22.6	86.2	343.9	173.6	162.5
2012年6月	3.7	16.2	61.8	197.9	197.0	223.7	0.1	11.2	50.4	175.2	159.3	151.7
2012年12月	2.2	10.2	45.7	115.0	158.8	170.9	0.0	5.9	36.1	97.5	128.3	112.0
2013年6月	3.3	6.9	18.6	57.5	104.5	143.3	0.0	1.8	13.0	41.8	84.8	95.1
2013年12月	0.1	1.4	3.6	15.1	48.8	95.4	0.0	0.0	0.2	11.8	41.7	62.5
2014年6月	0.0	0.0	0.0	3.9	18.6	78.8	0.0	0.0	0.0	3.9	14.3	64.6
2014年12月	0.0	0.0	0.0	0.0	6.5	39.7	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	29.6
2015年6月	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	13.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.6
2015年12月	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3	5.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7
2016年6月	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9
	自己資本比率規制上の資本不足額 + レバレッジ比率規制上の自己資本不足額						自己資本比率規制上の資本不足額 + レバレッジ比率規制上の自己資本不足額					
2013年12月	0.1	39.5	3.0	15.1	72.8	90.9	0.0	31.8	0.0	11.8	61.8	62.7
2014年6月	0.0	7.0	0.0	3.9	21.7	78.3	0.0	4.7	0.0	3.9	15.0	64.4
2014年12月	0.0	3.1	0.0	0.0	8.1	40.6	0.0	2.7	0.0	0.0	5.0	30.4
2015年6月	0.0	0.0	0.0	0.0	3.4	12.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.4
2015年12月	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3	5.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7
2016年6月	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9
	グループ2											
	自己資本比率規制上の資本不足額											
	最低所要水準			最低所要水準 + 資本保全バッファ								
	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率						
2011年6月	8.6	7.3	5.5	32.4	16.6	11.6						
2011年12月	7.6	2.1	4.1	21.7	11.9	8.6						
2012年6月	4.8	1.6	5.0	16.0	7.3	12.0						
2012年12月	11.4	2.3	8.7	25.6	7.4	14.6						
2013年6月	12.4	3.0	8.4	27.7	7.5	12.3						
2013年12月	2.0	0.7	4.0	9.4	6.9	8.3						
2014年6月	0.1	0.3	3.5	2.1	5.7	5.7						
2014年12月	0.0	0.4	1.8	1.5	5.9	5.5						
2015年6月	0.0	0.0	0.3	0.2	2.9	5.6						
2015年12月	0.0	0.0	0.2	0.2	1.5	4.7						
2016年6月	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	4.0						
	自己資本比率規制上の資本不足額 + レバレッジ比率規制上の自己資本不足額											
2013年12月	2.0	7.5	3.9	9.4	12.9	8.0						
2014年6月	0.1	3.4	3.1	1.8	8.6	5.4						
2014年12月	0.0	4.3	1.8	1.5	8.4	5.5						
2015年6月	0.0	4.3	0.3	0.2	7.2	5.6						
2015年12月	0.0	1.5	0.2	0.2	3.0	4.7						
2016年6月	0.0	2.9	0.0	0.0	3.9	4.0						

(注) 「総自己資本比率」に対する資本不足額とは、「Tier 1 比率」に対する資本不足額を補ってもなお不足している、Tier 2 若しくはより高品質の規制資本 (CET 1 又はその他 Tier 1) の額をいう。

(出所) 「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table 2、Table A. 6、Table A. 7 等より大和総研金融調査部制度調査課作成

5. TLAC

G-SIBs は、TLAC を、リスク・アセット比で、2019 年 1 月時点で 16%以上、2022 年 1 月時点で 18%以上保有することが求められている。

G-SIBs における TLAC の不足状況は、図表 12 のとおりである¹⁸。

図表 12 TLAC の不足状況

	16% (2019年1月時点の最低所要水準) に対する不足状況			18% (2022年1月時点の最低所要水準) に対する不足状況		
	不足行数	平均不足比率 (対リスク・ アセット比)	不足総額 (10億ユーロ)	不足行数	平均不足比率 (対リスク・ アセット比)	不足総額 (10億ユーロ)
2015年12月	–	9.0%	216.3	–	11.4%	416.2
2016年6月	9	7.2%	131.4	18	9.9%	318.2

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 12 からわかるとおり、2015 年末時点から 2016 年 6 月末時点の半年の間に、不足総額が、2019 年 1 月時点の最低所要水準(16%)に対しては約 40%、2022 年 1 月時点の最低所要水準(18%)に対しては約 25%も減少している。

6. 流動性規制

(1) 流動性カバレッジ比率 (LCR)

バーゼルⅢは、流動性カバレッジ比率（適格流動資産／30 日間のストレス期間に必要なとなる流動性）を「100%以上」としている（2015 年から 2019 年にかけて段階的に実施）¹⁹。

グループ 1 及びグループ 2 の銀行（金融機関）における LCR の平均は、図表 13 のとおりである。

¹⁸ サンプル数は 25 行。

¹⁹ LCR の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

- ◆ 「流動性カバレッジ比率 (LCR) の告示」(鈴木利光) [2015 年 2 月 18 日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150218_009461.html)
- ◆ 「流動性カバレッジ比率 (バーゼルⅢ)」(鈴木利光) [2013 年 3 月 18 日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130318_006942.html)

図表 13 LCR (平均)

	グループ1		グループ2	
	(サンプル数)		(サンプル数)	
2011年6月	(103)	90%	(101)	83%
2011年12月	(102)	91%	(107)	98%
2012年6月				
2012年12月	(101)	119%	(121)	126%
2013年6月	(102)	114%	(124)	132%
2013年12月	(101)	119%	(115)	132%
2014年6月	(94)	121.3%	(116)	140.1%
2014年12月	(95)	125.3%	(105)	144.3%
2015年6月	(92)	123.6%	(68)	140.1%
2015年12月	(90)	125.2%	(70)	148.1%
2016年6月	(91)	126.2%	(68)	155.4%

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文等より大和総研金融調査部制度調査課作成

モニタリングの結果によると、モニタリング対象²⁰となったグループ1の銀行（金融機関）の87.9%（約80行）、グループ2の銀行（金融機関）の94.1%（約64行）がすでに「LCR 100%以上」をクリアしている²¹。言い換えると、グループ1の12.1%（約11行）、グループ2の5.9%（約4行）が、これをクリアできていないということになる。

(2) 安定調達比率 (NSFR)

バーゼルⅢは、安定調達比率 (NSFR) (利用可能な安定調達額 (資本+預金・市場性調達の一部) / 所要安定調達額 (資産×流動性等に応じたヘアカット)) を「100%以上」としている (導入は2018年から)。

第8回 (2014年末時点) のモニタリングから、BCBSが2014年10月31日に公表したNSFRの見直しに係る最終規則文書²²による変更が完全に反映されている。

グループ1及びグループ2の銀行（金融機関）におけるNSFRの平均は、図表14のとおりである。

²⁰ サンプル数は、グループ1が91、グループ2が68。

²¹ 前回のモニタリングでは、「LCR100%以上」をクリアしている銀行（金融機関）は、モニタリング対象となったグループ1の銀行（金融機関）の85.6%（約77行）、グループ2の銀行（金融機関）の82.9%（約58行）であった。

²² NSFRの見直しに係る最終規則文書の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆「安定調達比率 (NSFR) (バーゼルⅢ)」(鈴木利光) [2015年3月18日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150318_009563.html)

図表 14 NSFR（平均）

	グループ1		グループ2	
	(サンプル数)		(サンプル数)	
2011年6月	(103)	94%	(102)	94%
2011年12月	(102)	98%	(107)	95%
2012年6月	(101)	99%	(108)	100%
2012年12月	(101)	100%	(121)	99%
2013年6月				
2013年12月	(101)	111%	(107)	112%
2014年6月	(94)	110%	(118)	114%
2014年12月	(97)	111.2%	(104)	113.8%
2015年6月	(100)	111.9%	(102)	114.0%
2015年12月	(98)	113.7%	(108)	115.9%
2016年6月	(94)	114.0%	(100)	114.9%

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文等より大和総研金融調査部制度調査課作成

モニタリングの結果によると、モニタリング対象²³となったグループ1の銀行（金融機関）の84.0%（約79行）、グループ2の銀行（金融機関）の86.0%（約86行）が、すでに「NSFR100%以上」をクリアしている²⁴。言い換えると、グループ1の16.0%（約15行）、グループ2の14.0%（約14行）が、これをクリアできていないということになる。

7. トレーディング勘定の抜本的見直し（FRTB）

FRTBが最低所要自己資本にもたらす影響は、図表15・16のとおりである。

²³ サンプル数は、グループ1が94、グループ2が100。

²⁴ 前回のモニタリングでは、「NSFR100%以上」をクリアしている銀行（金融機関）は、モニタリング対象となったグループ1の銀行（金融機関）の79.6%（約78行）、グループ2の銀行（金融機関）の87.0%（約94行）であった。

図表 15 FRTB の影響①：マーケット・リスクに係る最低所要自己資本への影響

	サンプル数	グループ1															
		全体									G-SIBs						
		最大値	95 percentile	75 percentile	中央値	25 percentile	5 percentile	最小値	加重平均	最大値	95 percentile	75 percentile	中央値	25 percentile	5 percentile	最小値	加重平均
2015年12月	(45)	317.4%	173.7%	94.2%	39.6%	0.8%	-22.7%	-36.2%	52.3%	228.7%	178.1%	102.3%	45.3%	15.0%	-23.4%	-36.2%	50.9%
2016年6月	(58)	387.4%	227.7%	125.9%	43.4%	6.1%	-35.4%	-63.5%	67.2%	387.4%	228.3%	191.5%	66.9%	15.7%	-27.3%	-40.2%	75.9%
	サンプル数	グループ2															
		最大値	95 percentile	75 percentile	中央値	25 percentile	5 percentile	最小値	加重平均								
		2015年12月	(11)	349.0%	262.6%	166.4%	46.8%	4.5%	-51.7%	-78.0%	52.2%						
2016年6月	(31)	357.5%	299.7%	121.7%	91.3%	12.6%	-50.7%	-77.4%	87.4%								

(注) 正の数は増加を、負の数は減少を示す。

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A. 29、Table A. 30 より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 16 FRTB の影響②：全体（信用リスク・アセット+マーケット・リスク+オペレーショナル・リスク）に係る最低所要自己資本への影響

	サンプル数	グループ1															
		全体									G-SIBs						
		最大値	95 percentile	75 percentile	中央値	25 percentile	5 percentile	最小値	加重平均	最大値	95 percentile	75 percentile	中央値	25 percentile	5 percentile	最小値	加重平均
2015年12月	(45)	22.2%	14.7%	6.2%	1.7%	0.0%	-0.9%	-4.8%	3.2%	22.2%	17.3%	4.4%	1.8%	0.7%	-0.8%	-1.1%	3.0%
2016年6月	(58)	21.5%	14.9%	3.5%	1.6%	0.3%	-1.4%	-2.5%	3.1%	21.5%	15.7%	8.6%	2.0%	0.6%	-0.6%	-2.3%	3.4%
	サンプル数	グループ2															
		最大値	95 percentile	75 percentile	中央値	25 percentile	5 percentile	最小値	加重平均								
		2015年12月	(11)	16.8%	12.3%	2.4%	1.3%	0.2%	-1.1%	-1.8%	2.0%						
2016年6月	(31)	13.6%	13.5%	5.1%	1.8%	0.3%	-0.5%	-0.6%	2.6%								

(注) 正の数は増加を、負の数は減少を示す。

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A. 29、Table A. 30 より大和総研金融調査部制度調査課作成

このように、マーケット・リスクに係る最低所要自己資本への影響については、グループ 1 全体の加重平均が 67.2%増、うち G-SIBs30 行の加重平均が 75.9%増、グループ 2 の加重平均が 87.4%増と、大幅な最低所要自己資本の増加が見込まれている（図表 15 参照）。

モニタリングの結果によると、マーケット・リスクの測定方式の一つである標準的方式の改定が最大の増加要因となっている。というのも、マーケット・リスクに係る最低所要自己資本への影響（図表 15）について 100%超の増加と回答した銀行（金融機関）の大半が、標準的方式を採用しているからである。対照的に、減少すると回答した銀行（金融機関）の大半が、マーケット・リスクの測定方式の一つである内部モデル方式を採用している。

また、一般的な傾向として、トレーディング勘定のボリュームが小さい銀行（金融機関）であるほど、マーケット・リスクに係る最低所要自己資本への影響（図表 15）において著しい増加を報告している。しかし、こういった銀行（金融機関）の場合、全体（信用リスク・アセット+マーケット・リスク+オペレーショナル・リスク）に係る最低所要自己資本への影響（図

表 16) は比較的小さいようである。

8. おわりに

以上が、BCBS による「バーゼルⅢモニタリングレポート」の概要である。

先述 (p. 8) のとおり、最低所要水準と資本保全バッファの合計²⁵に対する資本不足額については、グループ 1 の銀行 (金融機関) 全体で 48 億ユーロ、うち G-SIBs30 行だけで 9 億ユーロ、グループ 2 の銀行 (金融機関) で 50 億ユーロとなっている。ただし、その推移を見ると、前回に比して、グループ 1 の銀行 (金融機関) 全体で約 45% の減少、うち G-SIBs30 行で約 47% の減少、グループ 2 の銀行 (金融機関) で約 22% の減少となっていることから、このままのペースで行けば 2019 年の完全実施までには資本不足額はゼロに達することが期待される。

また、資本不足額を解消する方法としては、主として現状のペースで内部留保を積み立てていくことにより、2019 年の完全実施までにその大部分を補うことが可能となりそうなことが窺われる。

というのは、規制資本の 8 割超を占めている CET 1 (図表 4 参照) の相当程度 (グループ 1 においては 57.0%、グループ 2 においては 38.5%) を内部留保が占めているためである (図表 5 参照)。

以上

²⁵ G-SIBs30 行においては、最低所要水準と資本保全バッファの合計 (7.0%) に G-SIBs サーチャージを上乗せした総自己資本比率を指す。